

2019年度 介護職員による喀痰吸引等の実施のための研修事業
実地研修等仕様書

不特定多数の者対象

(1) 概要

実地研修は、基本研修の講義部分について知識が修得されているか筆記試験により確認された者であって、かつ、演習について評価基準を満たした介護職員等に対して、医師、看護師の指導の下、介護職員等が修得する研修内容に応じて別表1を実施する。

(2) 実施方法

実施研修の具体的な実施方法は別紙の実地研修要領により行う。

(3) 実施場所の要件

以下の要件を満たす介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等、訪問介護事業者(在宅)のできる限り行うこととする。

- (ア) 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。
- (イ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- (ウ) 実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること(訪問介護事業者にあつては、訪問介護事業者と連携の上、実地研修の場において指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の確保が可能である場合も含む。)
- (エ) 指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を受講していること。なお、実地研修における指導者には、上記指導看護師のほか、指導者講習を受講した医師を含む。
- (オ) 有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。
- (カ) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止(障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。)を受けたことがないこと。
- (キ) 喀痰吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。
- (ク) 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること

(4) 評価方法

別添の評価票を用いて評価を行う。

(5) 修了の認定

別表1に示す各ケアの種類ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、評価票の全ての項目について、指導看護師又は指導者講習を受講した医師の評価結果が、「介護職員による喀痰吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」となった場合であつて、下記ア、イのいずれも満たす場合に修了を認定する。

- ア 当該ケアにおいて最終的な累積成効率が70%以上であること。
- イ 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。

(6) 受託者の責務

- ア 研修の委託を受ける者は、介護職員等の研修の出席状況等に関する状況を確実に把握し保存すること。
- イ 研修の委託を受ける者は、事業運営上知り得た介護職員等に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
- ウ 研修の委託を受ける者は、実地研修等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、介護職員等も秘密の保持について十分に留意するよう指導すること。

(7) 実地研修における安全の確保等

- ア 実地研修の実施者は、研修の安全に当たり、別添えの実地研修実施要領に従い、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、実地研修の実施と当該実地研修実施機関の組織的対応について説明し同意を得る等適切な手続きをとること。
- イ 実地研修において事故が発生した場合は、実地研修の実施者は速やかに指導看護師等に報告し、適切な処置を講ずるものとする。また、その状況を社会医療法人財団董仙会、石川県、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 実地研修の実施者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- エ 実地研修の実施者は、実地研修等の研修中の行為についても対象としている損害賠償保険に加入する等適切な対応をとること。
- オ 実地研修の実施者は、特に実地研修での利用者の安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう研修受講者への周知徹底を図ること。

(8) 実施状況の報告

研修の委託を受ける者は、実施研修等の評価終了後、速やかに社会医療法人財団董仙会に研修実施状況を報告すること。

(別表1)

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

*胃ろう又は腸ろうによる経管栄養は、滴下、半固形含めて20回以上とする。
その回数の取り扱いについては、自由とし、いずれか一方でも構わない。